

議案第 83 号

三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条  
例を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を  
改正する条例

三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年三田市  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第2条中「三田市長」を「三田市議会議員及び三田市長」に改  
める。

第4条中「7円51銭」を「(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円5  
1銭)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関す  
る条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前  
までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。